

平成 3 0 年度

1 2 月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第33号」については、公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、11月12日の11月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 臨時代理報告第4号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

なお、内容につきましては議会の方で原案どおり可決されたところですので、説明は以上です。

教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

◎ 臨時代理報告第5号 教職員の懲戒処分に係る基準の一部改正について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

◎ 議題第31号 勤務実績不良等職員及び心身故障職員に係る分限等取扱要綱の制定について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

松山委員

質問なんですけど、心身故障職員に関しては2年6月経過時から記載されているんですけど、これまでの実績で勤務実績不良等職員に関しては、例えば、対象職員

として挙げられてどれぐらいで委員会が開かれるとか、そういうスケジュール感があったら教えていただきたいんですけど。

教育政策課長

この件につきましては、天辰主幹に説明させます。

教育政策課 天辰主幹

まず、勤務実績不良等職員につきましては、所属から報告がございまして、各調査を行って、6ページにありますように報告が②で上がる、③で審査委員会を開く、④で改善指導研修という形が書かれていると思いますが、ここで研修を行う、期間で6か月以内、最大12か月という形で、本当に能力が不足しているのかというところをしっかりと見ますので、この取扱要綱で考えると最短でも6か月、半年はかかるというような流れになっております。実際、この適用になった職員というのがございませぬので具体的な日数というのはこれで想定できるようにしているということになります。

教育長

よろしいですか。

松山委員

はい。

教育長

ほかに、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第32号 教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の告示について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第34号 有形文化財「寛治二年銘神面及び天文五年銘神面」の県指定解除の告示について

文化財課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

私から、これは例えば神楽で使うとか、何に使う物ですか。

文化財課長

この面自体が非常に大きくて、51センチぐらいあって、舞うのに使うのではなくて、いろいろな文献で見ると、当時の役人が年貢の徴収とかをするときに面を棒とかに付けて立てて崇拝してもらうとか、そういった物として使われたんじゃないかと考えられます。面自体も見ていただくと分かるように、目の部分に小さい穴が空いていたり口の部分が空いていなかったり、顔に付けて使うには非常に不都合な部分が多くて、こめかみの部分には逆に穴が空いていて、そこに紐を通し棒とかにくくりつけて使っていたんじゃないかと想定されておりますので、踊りとか舞に使った物ではないと思われま。

宇田津委員

一つだけ伺っていいですか。県の指定が文科省の国の指定に変わったということですよ。

文化財課長

はい。

宇田津委員

これは経緯とかいきさつというのは。どのような形で国の指定に変わるんですか。

文化財課長

国指定の場合、県が申請するわけではなくて、国が県指定の資料やこの面に関してはこの面に関する論文を見たりするなど、文化庁の調査官がそれを参考にして実際、調査に来られて、国指定に値する資料だという判断をして、国が直接指定するということになります。県が申請してなるというものではないです。

宇田津委員

国が見付けてという言い方は変ですけど、各県いろいろあると思うんですけど、探してというか見てみて、「これは」という物を。

文化財課長

はい、ピンポイント的に調査されて。

宇田津委員

じゃあそのタイミングというのはそれぞれということですね。

文化財課長

そうですね、はい。

宇田津委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

ちなみにこれは、嚴重に生目神社に。

文化財課長

今のところ生目神社の鍵が付くところに保管されています。

宇田津委員

じゃあ一般的には見られないと。

文化財課長

そうですね。指定になったので宮崎市の方が生目にあります遊古館とかで展示できないかを今検討されているということは聞いております。

宇田津委員

はい、ありがとうございます。

教育長

ほかに、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

4 その他

◎ その他① 平成30年11月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

高木委員

いじめの問題がたくさん取り上げられたということで、質問というか意見ですが、子どもたちが集まってくる学校とかにおいては、いわゆる集団ではいろいろなトラブルが起こる。そのトラブルを通して学ぶということも大事な学校教育の場なのかなというふうに思います。その中で、「いじめは起きる」ということを前提に対応していくことも大切であって、「無くす」ということよりも「いじめから学ぶ」、人権問題も含めて。今、道徳の教科化が言われて始まっているわけですけれども、道徳教育とも連携して「いじめから学ぶ」ということを是非、学

校現場でも生かしていただきたいのと、保護者の方にも、「いじめは無くすんだ」ということではなく、「いじめから学ぼう」という姿勢というんでしょうか、自分たちも保護者同士で「無いかな」と考えるきっかけというか。いじめを無くすことに躍起になってゼロにするというのではなくて、いじめは起こる、子どもが集まればトラブルが起きる、トラブルから育つ、それが学校教育の現場だということの良い機会として、「いじめから学ぶ」という姿勢が大事なかなと思っています。非常に真摯に答弁されていらっしゃるんですけど、発見と併せて丁寧な対応、教科学習ではないところでの学びの機会として捉えて対応していくことも保護者も含めて大事なことだと思ったところでした。

教育長

はい、ありがとうございます。ほかに、質問や意見等はありませんか。

高木委員

ほかに無ければ。不登校についてなんですけど、全国よりも低い水準で推移しているという32番の回答があるんですが、全国よりも高い低いということも数値上は大事なんですが、少なからず800人弱ぐらいの子どもたちが学校に行けないという状況は、子どものせつかくの学ぶ権利だとか、これからの人生を考えたときに対応というんでしょうか、県立高校でも高校内にカフェを準備して、ちょっと気軽に話す中で事前に心の悩みを何気なく聞き取ったり、相談に乗ってあげたりとか。そういう場所を提供して、その運営をNPO法人とかそういう専門家の団体に委託したりとかいう取組もありますし、フリースクールとかも含めて、子どもたちが、学校に行ってほしいんですけど、事前のやんわりとした対応をカフェみたいなもので何か取り組めると。学校に行けない時期があっても、学校に戻れるという取組が大事なのかなと思います。この間、朝日新聞だったかなと思いますけど、東京かどこかの公立中の校長先生が、廊下を自由に使っていいということで、教室には入れないけれども、ちょっときついときには廊下で少し一休みするとか、何か「なければならぬ。」というのになかなか適用できない難しい子どもたちが確かに増えているというのは事実なので、その辺の柔軟性が問われてきているのかなと思いました。意見です。

教育長

私から補足をさせていただくと、一番最初の質問で、このときのこの議員の質問というのが、現在、小中学校で不登校であっても基本的に全員卒業しますので、それに対する疑問というか。それが2番目3番目のところでの主眼で、そのいわば前置きの質問的に状況はどうなっているのかということで、「全国に比べると率的には低くなっています。」と答えたのであって、決して「これで問題はありません。」という意味ではありませんので、そこだけは述べさせていただきます。

島原委員

30番なんですけれども、専攻科の設置と書いてあって、「県北地区には企業や行政、学校関係者等が集まり、」という県北の事例が書いてありますけれども

、多分、私たちがやっていることを取り上げていただいているのかなと思うんですけども、専攻科の設置ももちろん県北で要望していることだと思いますけれども、それ以前に、今の産業系の学校と企業がもっと密着して、お互いの経営資源とか協力し合うという、利用し合ったり協力し合ったりということによって、もっと実際に社会に出て行って活躍する力をもっと付けさせるということが大事なんじゃないかなと。その先にこの専攻科というのはもちろんありますけど、そういうふうに感じますので、この質問に対して良いお答えをしていただいたんじゃないかなというふうに思います。

高校教育課長

専攻科につきましては、今御意見いただきましたが、専攻科だけでなく例えばデュアルシステムや長期インターンシップの充実ということで、現在、特に産業界から非常なる支援をいただきまして、特に地元の工業高校を中心に生徒の力量が大変伸びているという実態もありますので、その方向も含めながら、またいろいろと議論をしていきたいと考えております。以上です。

◎ その他② 県立高校生の就職内定状況について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

今後ともハローワーク等の関係機関や学校と緊密に連携しながら、就職内定率の向上や県内企業理解の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

島原委員

このパーセンテージを見ても企業からの採用に対する取組、熱が非常に高いということが分かるかと思います。また、様々な面から行政、学校が取り組んで、この県内就職率なり、また就職内定率を高める努力がなされているということが非常によく数字に現れていると思います。

一方で、それが加熱している感じが。いろんなところでいろんな取組をしている。国の機関がやったり県の機関がやったり、我々民間、工業会みたいなところがやったりという、いろんなところがやっているがために、学校の側としては「いろんなところから声が掛かってどうしよう。」ということが時々聞かれます。ですので、やることは非常に良いことなんですけれども、それが常にどの時期どういうふうにやられているのかという、情報を共有したり一元化したり、系統立ててやったり、1年の時に何をやっただとか。そういうふうなことをしっかりと組み立てて、本当に生徒さんのためになる、あるいは企業も採用活動をしやすいというようなものにしていかないと、これは何か一過性で終わってしまう。熱が冷めてくると採用に対してあまり積極的にならないということになる危険性があるので、もっと地元企業と密着して、これから10年20年継続して地元企業が受け入れていくような仕組みとか、そういったものをしっかりと、関係性だとか仕組みだとかを作れるように考えてやらないと、ちょっと心配かなというふうに思います。それから、211名の方がまだ就職をしていないということでしたので、地元企業は非常に熱望していると思いますので、地元企業さんにもこの情

報をしっかりとお伝えして、この方々が地元にとしっかりと就職できるように努めていただければと思います。よろしくお願いします。

高校教育課長

大変貴重な御意見ありがとうございます。今、委員の御指摘にあったことは実際そういった声を聞いております。例えば、いろんな業界の組合等も同じ業種でありながら複数あったりということがありまして、学校の方からは「両方から声が掛かって、片方の方だけとお付き合いするわけにはいかないのですどうしたらいいか。」というような事例を伺っているところでした。実際、こういった問題につきましても、部局の方とも連携しまして、そういった職業教育の系統性を持った指導ができないかということをもまた検討してまいりたいと考えております。また、学校の方につきましても、特に地域の企業との連携を深めながら、やはり1年だけのイベントで終わるのではなく、毎年それを継続していくというような形の、継続性を持った指導にまた努めていきたいと考えております。また、未定者の211名に関しましても現在、公務員の結果を待っているのが半分近くの90名ぐらいいるところではありますが、残りは大体、企業等の志願者ではないかと思われまので、学校と連携しながら、情報を生徒たちにも企業側にも流しながら100パーセントを目指して努めてまいりたいと思います。以上です。

高木委員

この間の土曜日に県の生涯学習の大会に行かせていただいて、ジョブシャドウイングという言葉を知りました、恥ずかしながら。このジョブシャドウイングの取組を見ていて、参加した高校生たちが「職業観が大きく変わった。」と。島原委員がおっしゃる、何よりも地元企業に世界的に活躍している企業があるんだということを知り、地元が目が向いたという声を、高校生の生の声を聞いたんですけど、学校だけではなかなか職業関係の取組は難しいんでしょうが、こういうジョブシャドウイングとかをどんどん活用して、今全体の定員が10名とか非常に少ない取組でやっていらっしゃって、「もっと増やしたい。」とおっしゃっていましたが、ジョブシャドウイングというのは、今までのいわゆる「職業体験」みたいなのは少し違って、いろんな宮崎の中小企業の社長さんとかにみっちり付くことで、県内の見方が変わったという声があるので、こういうのを生かしていただくと、県内の就職率も上がるし就職観への醸成というか、そういうのにもつながっていくかなというふうに思ったところでした。

高校教育課長

貴重な意見をありがとうございます。ジョブシャドウイングはインターンシップの中で行われることが多いんですが、やはりインターンシップの内容や質を高めていくという点も企業の側ともまたいろいろと御相談しながら、試みについても働きかけていきたいと思います。以上です。

松田委員

今、高木委員が言われたこの前の研究大会は宮崎県の生涯学習実践研究大会で、私も参加させていただいたんですけども、高校も企業もそして地域も宮崎県

の子どもたちの将来のことを考えていろいろとPRしていますし活動していることが分かりました。本当に生涯学習関係でああやって実践しているということは大変素晴らしいことだと思いました。それで質問ですけれども、昨日のテレビのニュースで高校の1年生の生徒について体験させる場面があったんですね。それが雇用労働政策課ですかね、そこの取組ということで昨日ニュースに出ました。これは多分、知事部局の方だと思うんですけど、先ほど島原委員が言われたように、それぞれがバラバラにやっていたはなかなか効果的なものが薄いのかなと思ひまして、昨日のニュースで出ました雇用労働政策課の取組とかに高校教育がどう関わっているか、又は何か連携し合っているものがあるかどうかをちょっと教えていただければと思います。

高校教育課長

知事部局の方とは連携を取りまして、そういった高校生向けの案内は、こちらの方からも各校に案内するという形をしております。以上です。

松田委員

交通手段とかそういったのは学校の方ですか。昨日あったんですよ、この取組が。ということは、あそこに行った子どもたちは学校が引率していったのか、その点が分からなかったもので、どうしたのかなと思ひて。

高校教育課長

この件につきましては、佐藤指導主事に説明させます。

高校教育課 佐藤指導主事

そちらの方は28年度から部局と連携し合っているもので、部局は企画をする、こちらは学校に呼びかけ、当日の指導等を引率の先生方をお願いしているということで、バス代等全て向こうの予算の中で持っています。生徒を出すというのはなかなか難しいので、2千人を集めるために協力しています。

松田委員

移動の予算は知事部局が持っているということですね。はい、分かりました。高校教育課も持つといいと思ひました。以上です。

◎ その他③ 平成31年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

高木委員

募集人員より多かった場合はどうなるんですか。

特別支援教育課長

ないようにしているというのが実際でして、実際にはそれまでに教育相談等でほぼ人数を掴んでおりました、あつて数名程度の誤差で毎年推移しておりますので、1学級余分に、もし何かあつても収まるようにという定員にしているという状況です。

高木委員

入れない子もいるということではなくて。

特別支援教育課長

基本的には御希望されて適正であるということであれば全て入学をということで、そこに十分定員上満たされるようにという余裕を持った定員数にしてあるということでございます。

◎ その他④ 平成31年度宮崎県公立学校教員採用選考試験結果について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

高木委員

受験はされて1次も合格されて採用がゼロというのは、そこに至らなかったからということで、例えば高等学校の建築の採用はゼロですけど、これはそこに至らないからゼロであつて最初からゼロだったということではないということですか。

教職員課長

試験の結果、合格に至らなかったということです。

高木委員

毎年ゼロだったら大変ですよ。そういうときはどうなのでしょうかね。至らない人という言葉に語弊があるかもしれませんが足りなくなったりとか、そういうのは。

教職員課長

できる限り採用試験で人材を確保したいのですが、実際、質の担保というの必要ですので、合格基準に至らない場合はやむを得ず欠員とし、臨時的任用講師を採用ということになります。以上です。

島原委員

私もちょっとそこが気になったんですけども、ここに応募者数が出てくるんですかね。学科に対する、特に専門校なんかは人数が限られてますよね。ということは、この辺の例えば建築、応募が4名なんだけど、定員というか募集が何人

だったのかというのが確保できているかどうかというのが見えるといいのかなと思いました。

教職員課長

すみません。そこに採用予定者数というのを載せていないので今のような御質問になるかと思いますが、建築の場合は採用予定が2名でございました。それで4名の受験者ということだったんですけれども、第2次合格には至らなかったということで。

島原委員

募集定員が2名ということですね。

教職員課長

はい、2名ということです。

島原委員

なるほど。ここもそういうふうなことになっているんですね。例えば機械、応募者数が5名で1名採っていますけど、これは募集定員に達しているんですか達していないんですか。

教職員課長

募集定員は機械は2名でした。ですので、1名合格で1名足りないという結果でした。

島原委員

1名しか採れていない。そういうのがずっとあるわけですね。

教職員課長

はい。

島原委員

厳しいですね。おっしゃるとおり。

教育長

募集人員を埋めるのか、それとも質を取るのかというところで個別の判断でこういう結果になったということです。

島原委員

もっと言うと先を見て、5年先を見てどういう人員になるのかと。だからこの何年で何人確保しないといけないというのをしっかりと確保していかないと、ベテランの教職員さんがいなくなった、慌てて若い人を募集してもなかなか難しいと思いますので、そういう計画的な採用ができるようお願いしたいと思います。

教職員課長

おっしゃるとおりだと思います。採用予定者数は増えて受験者数が減少している状況がありますので、今おっしゃるように今後の退職者数を見込みながら各年度ごとにどれくらいずつ採用していくのかという見通しを持って採用試験を行っていき、優秀な人材を確保していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

島原委員

はい、ありがとうございます。

◎ その他⑤ 宮崎県地域文化功労者教育長表彰について

生涯学習課長

(資料に沿って説明)

今後とも本表彰の周知を図り本県の地域文化の振興に努めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

教育長

この件に関しまして、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他⑥ 平成30年度児童生徒の体力・運動能力調査結果について

スポーツ振興課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

島原委員

質問なんですけれども、34ページの調査項目に関してなんですけれども、この運動の全国よりも上回っているということの要因として、この調査項目の中で相関性というか関連性の高いものは何かとかいう調査・分析はできているんでしょうか。

スポーツ振興課長

これは(2)のところでしょうか。

島原委員

そうですね。(2)の。

スポーツ振興課長

これは、それぞれの判定のクロス集計をさせていただいております。そこで見てみますと、エに朝食の摂取状況がございます。朝食を毎日摂っている子ども、それからキの1日のテレビの視聴時間が短い子ども、それから、スマホ使用時間。1週間の外遊び、体育の授業の愛好度、体力の必要性などは、大きな相関がございます。外遊びが好きだとか授業が好きだという子どもが体力の高い傾向にあるというデータが出ているところです。

島原委員

なるほど。この項目に関しての近年の傾向というのは、宮崎県ではどうなんでしょうか。

スポーツ振興課長

同じような傾向が続いている状況です。

島原委員

同じような傾向。増えたり減ったりというようなことはない。

スポーツ振興課長

はい。一番重要なことは、愛好度だと思います。結局、体育の授業等あるいは学校で運動・スポーツが好きだということが、学校の授業あるいは学校の教育活動全体で子どもが感じて、それを自分の休み時間でありますとか家に帰っても運動することにつながりますので、本人が自ら運動に親しむ時間を自分で作っていくことが大事です。体育の授業が好きだということを見ますと、全ての学年で10位内にあるというところの分析はしているところでありますので、ほぼ良好な形で体育の授業等が行われているだろうと考えているところです。

島原委員

学力も関わると思うんですけれども、生活習慣といろんな、日々行う継続的に行うことが何ができているのかと。生活習慣プラス自分で意識的に行う何か継続した習慣みたいなことが、こういうことに置き換わってくるんじゃないかなと考えますので、その問題意識を皆さんが持っていただくようにということを強調することが必要じゃないかなと思います。ありがとうございます。

松田委員

38ページの部活動と働き方改革の関連なんですけど、一応課長の方としては土日の休日等を設けて一番下のウのところで見ると男子の方は40分間ほど、女性の方は昨年度と比べると約30分ほど少なくなっていると。例えば、目標として大体どれくらい減れば良いかなと思いつつですね。これでも全国では5位と8位なんですかね。少しは下がったんですけど、全国の平均よりは上の方にはあるんですね。一応、だんだんと成果は出てきているというふうに判断すればよろしいですか。

スポーツ振興課長

今、学校の方でお聞きしますと、いろんな形で休養日の設置をしっかりと取ってもらっている現状があると認識しております。ここは先般の委員会でも説明したとおり、時間の有無もなんですけどその中身です。質の向上、それからそれぞれいろんな大会等を見据えた年間スケジュールでの取組といいますか、そういうところも大事なかなと思っております。10月に方針を市町村教育委員会と県立学校の方には説明をいたしましたので、今後、公立中学校は週2日の休みと部活動の時間等も含めて市町村教育委員会の方が今度は方針等を出していただきつつ、来年度から各学校でスタートするということになっております。そういうところと質の向上ということセットを進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

松田委員

はい。

◎ その他⑦ 教育委員の県外訪問について

宇田津委員

11月の5日6日で山口県に行きました。私が報告する所は、5日に行きました、美祢市の美東中学校という所です。この学校は何が目的かという、今本当に話題になっていますコミュニティ・スクール、地域学校運営協議会なんですけど、それが一歩進んだ形の地域拡大学校運営協議会というのがこの学校でうまく機能しているということの視察というか勉強させていただくために訪問したのですが、まずもって地域拡大学校運営協議会がうまく機能しているということは、その前の地域学校運営協議会が非常にしっかりされているということで、各小学校間の連携がまずしっかりしているということ、小学校からですね。美東中学校は小学校4校からその学校に集まるんですけども、小学校間がよく連携をされているということ、それからもちろん小中の連携がしっかりされていること。保育園との連携もあります、それから各地域との連携もしっかりつながった上で、拡大学校運営協議会ということになりましたので、ネーミングもですね、ここに書いてあります「みとうこぶっちゃんネット」という親しみやすい名前で、児童生徒が地域と連携する、協力し合うのが普通というか当たり前というか、地域の方もそうですね、地域の子どもたちは地域の人たちが育てるとい、教育をするという意識・認識が非常に高いということ、もちろん共通認識も高いところ非常に感心しました。そして、小中共通の重点取組があります。それを地域の方が理解して美東地域全体で目指す子どもの像を熟議する場があるということ、「熟議」というところがやっぱりポイントかなと思います。単なる集まりで「こういったことをするから協力してください、お願いします。」というのではなくて、きちんと話し合いがされて、共通の話題というかそういったものでうまく連携が図られているのではないかと思います。

もう一つ素晴らしいのが、これは私たちもやりたいなと思うんですけども、実際私たちも保護者として学校に行きます。地域からの行事も協力してくれと言われれば協力します。ところが学校の行事、地域の行事、それから市内の行事、例えば子ども会の行事というのが非常にバラバラになっていて、参加したくても

できない行事がたくさんある。地域の行事に参加したいけど、部活動の大会があって参加できないとか。それが実情で、結局まとまらなかったり人数が少なかったりして、今少しずつ崩れてはいませんが、以前は人数が多かったのに、だんだん少なくなってきたというのが現状で、私実際、子どもと学校にいるときは非常にそこが悩みの種だったんですけど、この美東中学校と地域の方のやり方というのが、地域の行事、学校の行事が合うように「地域連携カリキュラム一覧表」を作成しています。一覧表で地域にはこれがある、学校にはこれがある、部活動の大会はこれがある。そこがないところを日にちを合わせて「地域でこの行事をしましょう。」というふうに、きちんと整理されて、地域の方も生徒ももちろん、保護者も見やすい分かりやすいようにカリキュラムが作られている一覧表があったので、それは非常に良いことだと思いました。そうすることによって、その日にちを避けて例えば部活動の大会をする、その日を避けて子ども会の行事じゃなくて地域の行事に入ろうとか、顔と顔が集まって、そこで連携が取れるんじゃないかなと思いました。そういうことで地域とのふれあいが楽しいと感じる生徒であるとか、地域の方と挨拶ができるようになった生徒、もう一つは自己肯定感が高まった生徒が増えてきているということが成果という学校の先生からの御報告で、やっぱり子どもは大人の愛情だったり大人の褒めた言葉というのは非常に小さい頃は印象に残るし、「よし、頑張ろう。」という気持ちになるのではないかと思いますので、そういったところを美東中学校で校長先生からのお話であったのですが、見せていただいて本当に勉強になりました。これは宮崎県でも生かせると思いますので、是非やっていけるといいなと思いました。以上です。

松田委員

今のところで一つ私も補足したいんですけど、山口県は小中学校における学校運営協議会の設置率が100パーセントだそうです。ですから、今県内の各市町村に「学校運営協議会の設置をよろしくお願いします。」というレベルではなくて、小中学校においては現段階では設置率は100パーセント。最初に市町村にモデル校を設けて、そこから先に各学校に設置する形で進めていたそうですので、県の方のかなり厚い指導があったのかなと思っております。

続いて白石中学校の分教室、分校ではなくて分教室という所を翌日訪問させていただきました。分校ではなく分教室ということで、白石中学校の敷地外にあります。すぐ近くだと思いますけど、市の方の敷地、学校外の敷地に教室を設けて、先ほど高木委員とかが不登校のことを出されましたけれども、市町村には既に適応指導教室があるのは御存知だと思います。その適応指導教室につきましては、そこにいる先生たちが基礎学力的なものを指導します。国語とか数学、算数とかをですね。ただ、この分教室においては通常のカリキュラム、普通の中学校の簡単に言うと9教科、これを一応、教えます。要するに原則全ての教科の指導をする。そして、1日6時間の授業を行う。9教科を指導しますので当然ながら9教科に対する学習評価を行う。そして、市内の不登校傾向の子どもたちを集めますけれども、一応、白石中学校への転校という形で、市内からこの学校に転校して卒業する形になる。簡単に言うと、適応指導教室の学校版。ですから、学校の分教室にいるわけですから原則、始業式とか終業式とか修学旅行、文化祭とか体

育祭等についてはできるだけ参加をさせるという形のようにございます。ですから、母校というか白石中学校から理科の先生が来たりとか、逆に家庭科の先生がいらっしゃる白石中学校の方に子どもたちが出向いて授業を受ける。そのような形で、不登校児童・不登校生徒に対する細かな指導ができる教室があるということです。ただ、感想等を書いておりますけれども、施設のみで3,500万。そして先生方が付くわけですので、対費用効果でちょっと難しい面がありますよということでした。また、これにつきましては配置される教員定数というのが県全体の定数の中で予算措置されるということで、普通学級の設置と同じですので、もし入学してくる子どもがいなくなると、その分教室の先生の数が減る。減るということは、子どもたちに対する先生たちの負担が減るので、何としても入校する子どもを確保しないと定数の関係で減ってしまうということで、「非常に定員を確保するのが大変です。」ということでした。その負担割合は国が3分の1、県が3分の2だそうです。ですから、市町村の負担はないという形でこの分教室というのも設置しておりました。原則は、分教室というのは、登校できることが前提の不登校対策だそうです。ですから、全く不登校である、完全不登校については非常に対応に困るということがありましたので、保護者に説明して「学校に来るからには原則毎日頑張ってくださいね。」という説明はしておりますけれども、「完全不登校の生徒になってくると対応が大変でした。」ということはお聞きしておりました。運営規約がまだはっきりしておりませんので、この学校の分教室の先生たちが市の教育委員会に相談するのか、県の教育委員会に相談するのかケースバイケースでなかなか指導を見込めないというようなことがありましたけれども、不登校児童に対するきめ細かな指導の在り方のある分教室だったと思っております。以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

松山委員

私も一緒に行ってきたんですが、今の白石中学校の分教室についての感想なんですけれども、松田委員が報告されたとおり、なかなか制度が特別というか全国的にも珍しい制度で、難しさも残るということではあったんですけど、基本、不登校に悩んでいるお子さんは、学習意欲はあるけれども大勢とは難しいとか何か嫌なことがあるとかそういった環境の問題であったり、保護者の教育環境の問題だったり、いろいろな事情で不登校になっているお子さんがいると。それぞれの個性に合った分教室の対応ができるというのは、意欲は有しながらも普通というか大教室で授業は受けられないという学習の機会をずっと逃しているお子さんにとってはとても有意義な制度ですし、その分教室のお陰で普通高校だったり進学校に入学できたという実績もありましたので、いろいろ多様化する社会の中で各生徒の進路の選択の幅を広げて、保護者の支えにも。前の春日委員がスクールカウンセラーで入られていたんですけど、そういった制度としても保護者の支えになり更に進学にも結びつくという、私としては非常に素晴らしい制度だなという感想を持ちました。

教育長

ありがとうございます。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、1月17日、木曜日、15時からとなっておりますのでよろしくをお願いします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。